防地地（事）第１７３号
令 和 ３ 年 ７ 月 １ 日

各地方防衛局長　殿

事務次官
（公印省略）

防衛大臣に協議を必要とする事業計画の変更について（通達）

標記について、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成１９年防衛省訓令第８０号）第７条第２項の規定に基づき、下記のとおり定められたので通達する。

記

防衛大臣に協議を必要とする事業計画の変更は、別表の補助事業等の区分の欄に掲げる補助事業等の区分に応じ、それぞれ同表の事業計画の変更の欄に掲げる事業計画の変更とする。

添付書類：別表

別表

協議の対象となる事業計画変更の表

補助事業等の区分	事業計画の変更
（目）障害防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般障害防止に該当する経費を充てる補助事業等 （目）施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)一般助成に該当する経費を充てる補助事業等 （目）道路改修等事業費補助金に該当する経費を充てる補助事業等 （目）施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)飛行場周辺の移転補償等に必要な経費を充てる補助事業等 （目）特別行動委員会関係障害防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般障害防止に該当する経費を充てる補助事業等 （目）特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)一般助成に該当する経費を充てる補助事業等 （目）特別行動委員会関係道路改修等事業費補助金に該当する経費を充てる補助事業等 （目）特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金のうち（事項区分)演習場周辺の移転補償等に必要な経費を充てる補助事業等	次の（１）から（８）までのいずれかに該当する場合 （１）補助事業等の目的の変更 （２）新たな全体計画調査費又は実施設計費の計上 （３）主たる構造物(電気設備、通信設備及び機械設備を含む。)の工種、構造、工法等の著しい変更 （４）補助に係る施設の種別（例えば、児童体育施設における種別１種、２種及び３種をいう。）の変更 （５）事業の施行場所の大幅な変更 （６）大幅な追加工事 （７）防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則(平成１９年防衛省訓令第８０号)第４条の補助金等の交付についての指示(以下「交付通達」という。)の補助額ｐを超える補助金等の額の増額（支出負担行為計画示達表により示達された科目別の示達額合計の額の範囲内で増額する場合で、増額分が交付通達の補助額の２０パーセントに相当する額又は６００万円のいずれか低い額を超えない増額(交付通達に示す関連施設ごとの同一事項区分の補助額の合計額に９００万円を超える増減を生じない場合に限る。)を除く。） （８）前各号に類する事業計画の変更
（目）教育施設等騒音防止対策事業費補助金のうち（事項区分)一般防音に該当する経費を充てる補助事業等 （目）施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)防音助成に該当する経費を充てる補助事業等 （目）特別行動委員会関係教育施設等騒音防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般防音に該当する経費を充てる補助事業等 （目）特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)防音助成に該当する経費を充てる補助事業等	次の（１)から（５)までのいずれかに該当する場合 （１）補助事業等の目的の変更 （２）補助に係る施設の種別（一般防音については工事級別、防音助成については例えば、学習等供用施設の種別１種、２種及び３種をいう。）の変更 （３）大幅な追加工事 （４）交付通達の補助額を超える補助金等の額の増額（支出負担行為計画示達表をもって示達された科目別の示達額合計の額の範囲内で増額する場合で、増額分が交付通達の補助額の２０パーセントに相当する額又は１，０００万円のいずれか低い額を超えない増額(交付通達に示す関連施設ごとの同一事項区分の補助額の合計額に２，０００万円を超える増減を生じない場合に限る。)を除く。なお、防衛施設周辺防音事業に係る防音機能復旧工事のうち、内装材のアスベスト取替工事については、支出負担行為示達計画表をもって示達された（目）教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額の範囲の増額を除く。） （５）前各号に類する事業計画の変更